

第5章 教育支援の体制整備

1. 体制整備の必要性

園生活において、一人一人の幼児が発達に必要な体験を得られることが大切です。そのためには、幼児の発達の実情や生活の流れなどに即して、先生が幼児の活動にとって適切な環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションを図るなど、必要な支援をしていくことが大切です。このことは、障害の有無にかかわらず、障害のある幼児などの発達の実情や生活の流れに即した支援を行うためには、関係機関との連携やアセスメントなども重要であることなどについて、「第2章 園における障害のある幼児などへの指導」（7頁参照）などで述べてきました。

ここでは、障害のある幼児などの指導を支える体制整備について述べます。体制整備に当たっては、個々の先生が個別に教育活動に取り組むのではなく、園長のリーダーシップの下、園のマネジメントを強化し、組織として取り組む体制をつくることが重要です。その際に、園や先生が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備することが求められます。

具体的には、障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある幼児などの困難さに対する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、組織的かつ計画的に指導に当たっていく必要があります。そのためには、園内に委員会を設置して、園長が特別支援教育コーディネーター（131頁参照）を指名して園内の体制を整備し、関係機関と連携した個別の教育支援計画、教育課程を踏まえた個別の指導計画を作成することなどが求められます。

幼児教育の機能を十分に生かして、幼児の障害の状態等に応じた指導ができるよう、園の教育支援体制を整備することが大切です。

(1) 園内委員会

園長のリーダーシップの下、園全体での教育支援体制を確立し、障害のある幼児などの障害の状態等の把握や支援内容の検討を行うため、園内に委員会（以下、「園内委員会」という）を設置します。

① 園内委員会の役割

園長は、障害のある幼児などの指導に当たって、園内委員会を設置します。園内委員会の設置に当たっては、新規に設置したり、主任会などの既存の園内の組織に園内委員会の機能をもたせたりするなどの方法があります。また、構成員としては、管理職、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任、支援員等が考えられます。

園内委員会では、障害のある幼児などの指導内容や指導方法について振り返りながら、その後の教育の方向性について検討します。具体的には、次のような役割が期待されます。

- ・ 幼児の障害などによる遊びや生活の場面における困難さの把握
- ・ 障害のある幼児などの理解と発達課題の確認
- ・ 障害のある幼児などに対する指導内容や指導方法の検討
- ・ 障害のある幼児などの幼児理解に基づいた評価
- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成や活用
- ・ 障害のある幼児などの指導等に関する園内研修の企画・立案

特に、障害のある幼児などを担任した先生は、当該幼児の行動が理解できずに戸惑ったり、クラス経営に悩んだりすることがあります。そのようなときには、幼児の障害の状態等について理解を深め、当該幼児の育ちの見通しをもてるようになることが大切です。そのためには、先生が無意識にもっている幼児像を見直し、広げていき、障害の状態等に応じた支援を考えていく必要があります（第2章（3） 幼児の障害の状態等に応じた必要な支援のためのアセスメントの重要性 9頁参照）。その際、関係機関からの障害のある幼児などの困難さや困難さに応じた支援に関する助言等を活用することが大切です。

もちろん、障害種別ごとに定めて決まった支援があるわけではありません。記録等を活用して、園での当該幼児の具体的な姿について先生同士で話し合うことが大切です。当該幼児の困難さはどのような場面や状況で生じているのか、どのような環境の構成や先生の関わりをしたときに困難さが軽減したのかといったことなどについて記録を基に話し合しましょう。そして、当該幼児の成長に応じて困難さを捉え直し、実態に応じた支援となるようにしましょう。

②園内委員会の実施方法

園内委員会の実施に当たっては、定期的な開催、園長や特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催など、様々な方法があります。例えば、年間計画等に位置付け、定期的に行えば、一人一人の障害のある幼児などへの理解や指導は継続的に見直され、当該幼児の発達に応じた適切な指導を行うことができます。また、園長や特別支援教育コーディネーターが、担任から当該幼児の指導について相談を受け、複数の先生で当該幼児の姿を共有し、指導内容や指導方法のアイデアを出し合った方がよいと判断した場合などに開催するようなことも考えられます。

園内委員会の中で支援等について検討することに加え、日々の保育を振り返りながら、先生同士で情報交換や相談をすることも大切です。例えば、他の先生と共に障害のある幼児などの遊びの様子を振り返って、当該幼児の思いを推測したり、明日の準備をしながら当該幼児の動きを予想したりすることで、当該幼児が楽しんでいる遊びや困難さに関する理解が深まるかもしれません。また、障害のある幼児などについては、できないことに目がいきがちですが、複数の先生で話し合うことで、当該幼児の抱えている困難さだけでなく、好きなことや頑張っていること、今日の保育でうまくいったことなどについて、一人では見えなかった幼児の姿が見えてくるかもしれません。

園内委員会に決まった形があるわけではありません。各園の実情に応じて、園内委員会が効果的に機能するような工夫が必要です。そして、全ての先生が、障害のある幼児などの困難さに応じた配慮等について共通理解するとともに、先生同士、更には関係機関と連携し、指導内容や指導方法を充実させることが大切です。

(2) 関係者や関係機関、保護者との関係づくりをするコーディネーター

園内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進するため、園内でコーディネーターの役割を担う者が必要です（以下、「特別支援教育コーディネーター」という）。

①特別支援教育コーディネーターの指名と園務分掌への位置付け

個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うためには、園内の先生同士の連携はもちろんのこと、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関と連携を図ることが求められます。また、就学の際に、障害のある幼児などの学びや育ちをつなぐために小学校や特別支援学校との連携も必要です。このように多機関にわたる複雑な連携を、効果的かつ円滑に進めるために、園長は、特別支援教育コーディネーターの役割を担う者を指名し、園務分掌へ位置付けます。

特別支援教育コーディネーターには、幼児教育の基本を十分に理解しながら、特別支援教育について学ぶ意欲や様々な人と関わる力、園内の先生同士や関係機関などをつないでいくコーディネート力などが求められます。

②特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、主に園内委員会の企画運営、関係機関・小学校との連絡調整、保護者の相談窓口等の役割を担います。具体的には、次のような役割が期待されます。

・園内委員会の企画運営

特別支援教育コーディネーターは、園内委員会の企画運営を担います。例えば、園長と相談しながら、年度初めに園内委員会の計画を立て、年間行事予定に組み込みます。園の実情に応じて、個別の指導計画の検討や評価、事例検討、外部講師を招いての研修会等を企画し、運営していくことが考えられます。対象となる幼児を取り巻く環境、専門家、先生同士の関係等、日頃から様々な情報を収集し、園の課題を念頭において、園内委員会の内容や方法を工夫していくことが大切です。

・障害のある幼児などを担任する先生への支援と先生間の連携

担任が障害のある幼児などの指導に悩んでいたり、なかなか指導の効果が現れなかったりする場合、特別支援教育コーディネーターは、丁寧に担任の話聞き、同時に当該幼児の実態把握に努めながら、担任と共に当該幼児を取り巻く状況の整理を行い、指導の方向性を見出していくよう努めます。

例えば、保育室を飛び出すA児について担任から相談を受けた場合、まずは、担任に、これまでどのような思いでどのように指導してきたかなどを中心に話を聞き、同時に、日頃のA児の様子を観察し、実態把握に努めます。その際、複数の先生からA児の情報を得ることは、様々な場面でA児を多面的に理解することにつながります。また、保護者や関係機関からの情報があれば、それも含めて、情報を整理していきます。集めた情報を手掛かりに、なぜ保育室を飛び出すのか、どのようなときに戻ってくるのかなど、担任と共に、A児の思いを探り、発達課題を見出し、指導の内容や方法を考えていきます。その際、必要に応じて園内委員会を開き、A児の情報を集約したり、指導内容や方法を皆で出し合ったりすることも考えられます。複数の先生で共有することによって、A児の理解も深まり、指導の方法も多様になります。実際の保育においても、ねらいや目的が共有され、先生一人一人の役割が明確になり、指導が充実していきます。

特別支援教育コーディネーターは、障害のある幼児などの指導内容や指導方法が充実するよう担任を支えるとともに、それぞれの立場を理解し、先生同士が協働しながら指導を行えるような関係性を構築していくことが求められます。

・関係機関との連絡調整

障害のある幼児などの行動の意味を理解したり、当該幼児のよさや可能性を把握したりするために、幼児の障害の状態等について、専門的な見地からの助言又は援助を生かすとよいでしょう。幼児教育の基本を踏まえつつ、専門家からの助言又は援助を生かして、教育の方向性を定めていくことで、当該幼児の発達に応じたきめ細やかな指導を行うことが可能となります。

特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて、特別支援学校、その他の教育、医療、保健、福祉等の関係機関との連絡調整を行います。

例えば、特別支援学校の教員とは、障害のある幼児などの発達の見通しや就学先について相談したり、園内研修の講師として招いたりすることが考えられます。医療機関との連携では病院への同行支援や医師との情報交換など、児童発達支援など福祉施設との連携では指導計画の相互共有や相互訪問などが考えられます。また、障害のある幼児などが就学する際、小学校や特別支援学校へ、当該幼児の学びや育ち、指導の過程を引き継ぐ必要があります。

必要に応じて適切な機関と連携できるように、日頃から地域の教育、医療、福祉機関やそれらが提供している支援内容について情報を収集したり、関係性を築いたりしておくことが重要です。

・保護者に対する相談窓口

一般的に保護者との連絡は担任が行いますが、場合によっては、特別支援教育コーディネーターが相談の窓口になったり、担任と保護者間の調整をしたりすることがあります。特に、障害のある幼児などは、環境によって状態が異なることが多く、園と家庭では様子が違っていたり、担任と保護者では教育に対する考え方が異なることがあつたりします。そのような場合、特別支援教育コーディネーターは、保護者の要望等を真摯に受け止め、寄り添いながら、担任と十分に連携を図りつつ対応することが求められます。特別支援教育コーディネーターは、保護者の思いに寄り添いつつ、担任の意思や立場を尊重して保護者に説明するなど、両者の思いを調整します。障害のある幼児などにとって最善の保育環境を整えることが目的であることを忘れず、冷静に大局的な視点から考えて状況を整理し、対応していくことが大切です。

2. 個別の教育支援計画と個別の指導計画

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、幼児教育の機能を生かして、障害のある幼児など一人一人に対する適切な指導や必要な支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要です。様式や作成手順については、自治体や園によって様々ですが、各園では、それぞれの計画の意義や役割を理解しながら、作成や活用をすることが大切です。

教育、医療、保健福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある幼児などの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代におけるこどもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが大切です。この個別の支援計画は、療育施設などの福祉機関でも作成されていますが、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画といいます。

一方、個別の指導計画とは、個々の障害のある幼児などの実態に応じて適切な指導を行うために園で作成するものです。教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人のねらい、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

各園においては、このような違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや役割、作成の方法や記述内容などについて、園全体で共通理解を図っていくことが必要です。

(1) 個別の教育支援計画

①個別の教育支援計画の意義と役割

障害のある幼児などの支援については、園生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含め、当該幼児が関わる各関係機関の様々な取組や、そこでの幼児の状態等について共有し、その情報を基に、それぞれの関係機関でどのような支援をすることが望ましいのか、その内容を整理したり、検討したりすることが必要です。

また、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、生育歴、相談歴を含んだ障害のある幼児などの育ちや指導の過程を念頭に置いて、当該

幼児に対する支援の目標を長期的な視点から設定し、見通しをもちながら支援内容や方法を考えることが大切です。

例えば、A児の個別の教育支援計画を作成する場合、現在の園でのA児の様子は観察することができますが、園以外で、A児がどのような教育や支援を受けているのか、どのような姿を見せているのかなどは分かりません。A児は家に帰れば家族と過ごし、その他にも医療や福祉サービス、相談機関を利用していれば、園や家庭以外でも多くの人や関係機関と関わっています。A児が関わっている関係機関と情報交換することで、園では見られないA児の姿が見られたり、新たな支援の方法が見つかったりするかもしれません。様々な関係機関からの情報を生かし、園の取組と関連付けてA児への支援を考えることで、A児にとってよりふさわしい支援が見つかることでしょう。そして、A児の生活に関係する人や関係機関の連携により、支援方針が共有できます。

また、生まれてからこれまで、A児は様々な関係機関と関わって成長し、さらに、就学をしてからも、各々の時期にふさわしい人や関係機関と関わりながら生活していきます。A児への支援が継続的で各時期に適切なものになるために、今、A児がどのような成長の過程にあるのか、これまでのA児の育ちを踏まえ、また、今後の見通しをもって支援していく必要があります。

このように、個別の教育支援計画には、障害のある幼児などが、必要な支援を切れ目なく受けることを可能にする役割があります。

②個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画は、願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、障害のある幼児などに関する事項について、本人及び保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールです。障害のある幼児などが切れ目なく充実した支援を受けられるように、次のような内容が記載されることが考えられます。

- ・ 診断名、療育手帳や身体障害者手帳等の有無、乳幼児健診等の記録
- ・ 家庭の状況
- ・ 当該幼児の育ちとこれまでの指導・支援内容
- ・ 当該幼児の興味や関心があるもの、好きなこと、嫌いなこと、得意なこと、苦手なこと

- ・各関係機関での支援の目標と具体的な指導・支援内容
- ・本人や保護者の願い（将来の希望を含む）
- ・合理的配慮の提供の状況

障害のある幼児などを担任する先生は、園長の指示の下、特別支援教育コーディネーターと連携し、支援の目標を立て、支援の内容を具体的に記述していきます。当該幼児に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、全ての先生が共通理解をすべき大切な情報となります。一人で抱えずに、特別支援教育コーディネーター等と相談しながら組織的に進めていくことが重要です。

特別支援教育コーディネーターは、担任からの相談の他、保護者や関係機関と連携します。保護者や関係機関から、当該幼児の様子や取組の状況等の情報を得ることは、園での支援を考える手掛かりとなります。そして、継続的に保護者や関係機関と連携を図りながら、園内委員会等を利用して、支援の目標は達成されているのか、支援の内容は適切なのか、当該幼児の状態等に応じて、適宜見直しを図ることが大切です。

③個別の教育支援計画の活用

個別の教育支援計画は、作成すること自体が目的ではありません。障害のある幼児などにとって、必要な支援の目的や内容、方法を導き出したり、就学先である小学校に在園中の情報を伝えたりするなど、活用していくことが大切です。

個別の教育支援計画を活用して、保護者や関係機関と当該幼児についての情報を共有すると、幼児理解が深まったり、指導の手立てが増えたりして、園の教育活動が充実します。特に、当該幼児の指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、個別の指導計画に活かしていくことが重要です。

また、就学に際して、個別の教育支援計画を確実に引き継ぐことで、長期的な視点に立った一貫した支援が保障されます。環境の変化は、障害のある幼児などにとって大きな不安を伴います。当該幼児が、新しい環境の中で安心して自分の力を発揮できるよう、これまでの支援内容や方法を丁寧に引き継いでいくことが重要です。

(2) 個別の指導計画

①個別の指導計画の意義と役割

幼児は、自ら意欲をもって環境と関わり、自発的な活動としての遊びを通して発達していきます。各園では、このことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行います。そのために先生は、幼児の発達に必要な体験を見通し、各時期の発達の特性を踏まえつつ、教育課程に沿った指導計画を立てて継続的な指導が行うことが大切です。

これは、障害のある幼児などへの指導においても同じです。ただし、障害のある幼児などへの指導は、一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫します。障害のある幼児などが、安心して、ゆとりをもって周囲の環境と十分に関わり、発達していくことができるよう、よりきめ細やかな指導や特別な配慮が必要になります。つまり、教育課程は他の幼児と同じですが、障害のある幼児などの指導に当たっては、教育課程を具体化した、一人一人のねらい、指導内容及び指導方法を明確にした個別の指導計画を作成することが大切です。

障害のある幼児などの担任は、個別の指導計画により、指導の見通しが立ち、自信をもって当該幼児に関わることが出来ます。また、先生同士の共有により連携が円滑になったり、新たな指導内容や指導方法が見つかったりすることもあります。当該幼児への計画的で発展的な指導が保障され、また、園全体で共有することで、組織的かつ継続的に指導が行われることとなります。

②個別の指導計画の作成

障害の診断の有無にかかわらず、園での遊びや生活において困難さを抱えていると考えられる場合には、積極的に個別の指導計画を作成することが望めます。作成に当たっては、一人一人の障害のある幼児などの育ち、クラス経営、保護者からの要望、関係機関からの情報等、様々な側面から、見通しをもって指導を考えることが大切です。具体的には、次のような手順で整理しながら作成していくとよいでしょう。

ア 障害のある幼児などの姿から実態を把握する

障害特性などだけで幼児を捉えようとする、対象とする幼児の一面しか見えてきません。保育室で一斉的な活動をするとき、園庭で自由に遊んでいるとき、ホールで集会があるときなど、園生活の中での多様な場面で当該幼児の姿を観察します。また、その姿について、「どうしてこうするのだろうか?」と問い直し、その姿を生み出す当該幼児の思いについて推し量ります。そうして、当該幼児の現状、よさ、願い等について把握し、先生同士の話し合いを通して多面的・多角的な視点で検討を行います。その際には、関係機関からの助言も活用し、客観的に当該幼児を捉える視点も大切にします（第3章2. 合理的配慮を含む必要な支援を考えるために必要なアセスメント 19頁参照）。

イ ねらいを考える

当該幼児の姿から実態を把握し、困難さの原因について考えます。障害のある幼児などの状態が同じように見えても、困難さの原因によって、ねらい、指導内容及び指導方法は異なります（第4章1. (2) 障害のある幼児などの困っている姿を捉える視点 36頁参照）。そして、当該幼児の具体的な姿をイメージして、ねらいを設定します。例えば、当該学年の教育課程のねらいが、「友達と関わり合いながら自分の思いや考えを出して遊ぶ」であり、当該幼児は、他の幼児に興味を示さない、気持ちや言いたいことを上手く言えないと仮定します。個別の指導計画におけるねらいでは、歌を歌ったり絵本を読み聞かせたりするときに他の幼児と空間を共有する、自分の気持ちに合った絵カードを選ぶとするなど、ねらいの方向に向かう指導でありつつも当該幼児の障害の状態等に応じたものとします。そして、スモールステップで、当該幼児の意欲や自信につながるようにするとともに、PDCAサイクルにより、当該幼児の育ちに応じた見直しをすることが大切です。その際、幼児理解に基づいた評価とアセスメントとは同じではないことを踏まえ、当該幼児の障害の状態等に応じ、個別の指導計画を見直すことが大切です（第2章(4) 園における個別の指導計画の考え方 10頁参照）。

ウ 具体的な指導内容や指導方法を考える

当該幼児の実態に応じた指導目標を踏まえ、指導内容や指導方法を考えます。当該幼児なりに、つまり、当該幼児が今もてる力いっぱいでの他の幼児を含めた周囲の環境と関わるができるように、当該幼児の困難さに応じた支援を行うことが大切です。この力いっぱいとは、当該幼児の過重負担となることなく、遊びに没頭し、充実感や達成感を味わえるようなものである必要があります。そして、当該幼児の発達に応じて、当該幼児だけの興味や関心を捉えるのではなく、他の幼児の興味や関心、遊びの様子などと関連付けながら、指導方法を考えていくことが大切です。（第4章各項目の（4）困難さに応じた支援を活用して園での遊びや生活を展開する、における コラム参照）

② 個別の指導計画の活用

個別の指導計画を作成しても、実際に指導をしてみると、当該幼児の姿にそぐわなかったということがあります。大切なことは、無理やり計画どおりに進めるのではなく、そのズレを分析し、計画を見直しながら指導の方針を改めて決めていくことです。積極的に見直しを図ることは、当該幼児の発達に応じた適切な指導につながります。その際、個別の指導計画を修正していきます。修正した個別の指導計画の蓄積は、当該幼児の成長の過程や指導の積み重ねの記録となります。また、関係機関や保護者等に当該幼児の様子や園での取組について説明する際にも役立ちます。

個別の指導計画は、作成すること自体が目的ではありません。作成する過程において、他の先生と話し合いながら、当該幼児を深く理解したり、適切な指導内容や指導方法を考えたりして、当該幼児にとって最適な保育環境を整えていくことが大切です。様式や書き方などにこだわりすぎず、指導内容や指導方法を整理したり、他の先生と当該幼児の育ちを共有したりするために、個別の指導計画を活用してください。

3. 先生の理解推進と専門性の向上

先生は、その職責を遂行するために、絶えず自己研鑽^{さん}に努める必要があります。園を取り巻く状況は時代とともに変化します。また、先生としての経験年数を積み重ねていき、園内で期待される役割も変わっていきます。時代の変化に対応し、園内で求められる知識や技能を獲得していくことが大切です。そして、最も大切なことは、学び続けることにより、高い専門性を有する指導力のある先生であり続けることです。

このことは、障害のある幼児などへの指導についても言えます。クラスには、障害のある幼児など、多様な教育的ニーズのある幼児がいます。そのため、先生は、障害を含む多様な教育的ニーズのある幼児を理解し、保育環境を整備し、クラスづくり、保育の展開などに取り組む必要があります。そのために必要な知識及び技能を学び、保育に生かしていく力をつけていく必要があります。

こうしたことから、園内研修の推進と先生の役割に応じた園外での研修の参加推進が求められます。園長は、特別支援教育コーディネーターを中心として園内研修を組織的に計画し、先生の障害への理解をはじめとする意識改革や、障害のある幼児などが在籍するクラス集団への指導に当たっての専門性を高めていくことが求められます。なお、園内の研修会の内容によっては、先生以外の専門スタッフや保護者等にも参画を促し、より広く理解の推進を図る機会とすることもできます。

また、園長は、障害の理解を深めるための研修や具体的に支援を行う能力の向上を図るための研修に、先生を積極的に参加させることが大切です。参加に当たっては、クラスの担任等に対する基本的な研修、特別支援教育コーディネーター等に対する専門的な研修等、園内の教育支援体制における各先生の役割に応じて、必要な研修を受講できるようにすることが重要です。

4. 専門家を活用した園運営

障害のある幼児などが園で過ごすに当たって、先生以外の専門家が関わる必要があります。そのため、専門家の方が活動しやすい環境整備を心掛け、園の活動への理解と協力を促すことが大切です。特に、障害のある幼児などへの支援の方針を共有し、一貫性のあるものとする必要があります。その一方で、園は多様な幼児が集団生活を行う場でもあります。他の幼児との関わりや園での生活を通して、当該幼児が自らの特性を知り、その特性に応じた人や周囲の環境との関わり方をその幼児なりのペース、方法で学んでいけるようにすることが大切です。

園での障害のある幼児などの活動を支える専門家の例を以下に述べます。当該幼児の困難さなどに応じて専門家の知見を活用し、当該幼児が園で安心して楽しく過ごせるようにします。なお、外部の専門家に幼児の個人情報を提供する場合には保護者の承諾が必要になるとともに、園の先生も含めて、業務を離れた後も知り得た個人情報は守秘義務があることを関係者間で再確認しておく必要があります。

(1) 特別支援教育支援員

食事、排泄^{せつ}、保育室の移動補助等の園における日常生活動作の介助を行ったりすることで、幼児は安心して園で生活することができます。近年、特別支援教育支援員を配置する園もあります。特別支援教育支援員は、資格は有していませんが、適切な対応ができるようにするために研修を実施している自治体もあります。

障害のある幼児などへの指導について責任を負っているのは、担任をはじめとした園の先生です。特別支援教育支援員の役割を踏まえ、園内の体制整備が大切です。

①特別支援教育支援員の役割

特別支援教育支援員の役割の例として、以下が挙げられます。

○基本的な生活習慣確立のための日常生活の支援

- ・衣服の着脱を支援する。一人でできる部分は見守り、できないところは支援しながら励まし、自分でやろうとする気持ちを育てる

- ・食事を支援する。食べることや食具の使い方を支援し、必要に応じて準備や片付けを一緒に行う
- ・排泄^{せつ}を支援する。決まった時間にトイレに行くことを促したり付き添ったりして、トイレで排泄^{せつ}する習慣を付けていく。失敗した場合には、着替えをさせる

○遊びや活動への支援

- ・保育室を出てしまう障害のある幼児などには付き添い、安全を確保する
- ・クラスでの活動では、具体的にやるべきことを知らせたり、できる部分で参加するように調整する

②特別支援教育支援員を活用した園内体制の整備

園内委員会等において、担任や特別支援教育コーディネーター等と特別支援教育支援員の連携協力の内容を事前に決めておくことが必要です。次に、支援の対象となる幼児が困っていることやその原因、長期的な目標や短期的な目標、指導内容と支援の進め方などについて十分理解してもらうことが重要です。特別支援教育支援員との人間的な触れ合いを支えに園生活における問題を克服した事例が報告されていますが、そういった事例はこうした理解によるところが大きいと言えます。また、先生にとって常識的なことであっても、特別支援教育支援員にはよく分からないこともあります。先生から声を掛け、コミュニケーションを積極的に図ります。

③先生との連携

先生等と特別支援教育支援員が支援方針を共通理解するために事前の打ち合わせを行います。通常、支援の内容や対象となる幼児の特性などについて、個別の指導計画を用いて特別支援教育支援員に説明します。その際、当該幼児だけでなく、クラスの他の幼児への対応上の配慮点などについて共通理解を図ります。支援が始まってからは、機会を捉えて、打ち合わせや情報交換を行います。なお、特別支援教育支援員は先生とは異なった立場で当該幼児に関わります。その立場からの気づきや発見が、大切な支援情報になる場合もあります。

(2) 巡回相談

巡回相談担当者は、園等を定期的に巡回訪問することによって、施設に対する支援やその施設で障害のある幼児などへの支援に携わる支援者のサポートを行います。巡回相談担当者から、保育室など、障害のある幼児などが過ごす空間について、当該幼児が理解しやすく混乱を招きにくい空間への助言を得ることができます。また、発達障害のある幼児などに関しては、掲示物、スケジュールの視覚化などの工夫について助言を得ることができます。さらに、巡回相談担当者がその場で当該幼児に関わったり、先生の普段の関わり方を見て助言したりすることなどもできます。また、当該幼児の示す反応や行動の背景にある発達特性や心理状態、不適切な環境など、これまで気付かなかつたことを発見する機会ともなります。当該幼児の日常の行動と特徴を把握し、有効な関わり方や環境の在り方を知ることができます。

なお、園での活動を支援する者として、巡回相談や特別支援教育相談に加え、介助員やボランティアの方々なども考えられます。専門的な支援では、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士なども考えられます。さらに、保育所等訪問支援事業もあります。これは、園に通う障害のある幼児などが、園における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、例えば児童発達支援センターが行っている保育所等訪問支援事業の職員等が園を訪問支援することにより、園の安定した利用を促進するものです。

いずれにしても、障害のある幼児などの安全面、心理面に十分に配慮し、保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、園長の管理下において、担任、特別支援教育コーディネーター、専門家などの関係者が連携し、支援体制を構築していくことが重要です。

5. 専門機関との連携

障害のある幼児などの場合、早期に障害に気づき、特性を理解して適切な対応をしていくことが園生活やその後の学校生活をしていく上で大切です。保護者が、発達の遅れを感じていたり行動面での育てにくさを感じていたりはしていても、幼児期だからこんなものと考え、支援の必要性を感じていないこともあります。障害の診断が確定したから支援が必要なのではなく、障害の有無にかかわらず生活の中で幼児が困難さを感じているのであれば、その困難さに応じた配慮が必要です。専門機関とつながるということは、困難さに応じた必要な支援を考え、成長をともに喜ぶ仲間が増えるということです。そして、その仲間が加わることで、保護者とも園の先生とも異なる視点が加わり、多角的・多面的に支援をしていくことが可能となります。

(1) 専門機関との連携

専門機関に相談し、つながるには保護者が専門機関とつながるケースと、園等を通じて専門機関とつながるケースが考えられます。

①保護者が専門機関とつながる

例えば、肢体不自由のある幼児などのように誕生とほぼ同時に障害が分かっている場合などは、早期から専門機関とつながっていることが考えられます。当該幼児が成長するにともなって、兄姉の発達の様子を思い出したり、周囲の他の幼児の様子を見たりして、保護者自身が不安を感じて相談することもあります。3歳児健診、園の先生からの園での当該幼児の様子の説明など、他者の発言をきっかけに相談に行くこともあるでしょう。

②園等を通じて専門機関とつながる

保護者が専門機関に相談する必要性を感じていなくても、当該幼児の発達の道筋や当該幼児の言動に関して多くの知識や経験を有する先生からすると気になる場面があるかもしれません。もちろん、保護者の了解なく、当該幼児に関して専門機関に相談することはできません。しかし、障害の疑いのある幼児の保護者との関わりにおいて

配慮すること、障害のある幼児などの行動特性と支援策、園内での体制整備など、一般的な内容などに関して専門機関の知見を活用することが考えられます。そうした知見を活用して、先生から、当該幼児の成長の様子や園での生活で当該幼児が困っていることを伝え続けることで、保護者も我が子の成長のために専門機関に相談したいという気持ちをもつようになるかもしれません。ここで大切なことは、保護者と専門機関をつなげたいと焦って、保護者に強要したり当該幼児の困難さばかりを伝えたりするのではなく、保護者が子育ての喜びを感じることができるよう保護者の気持ちに寄り添うことです。そして、保護者と先生の信頼関係を基盤に、専門機関とつながることにより、子育ての仲間が増えて心強いという気持ちを保護者がもてるようになることが大切です。

家庭・園・専門機関が連携する中で、園が、専門家や専門機関との連携を推進していくことは、次のようなよさや役割があります。

- ・障害のある幼児などの理解につながる
- ・障害のある幼児などの指導や支援の方法や対応の仕方を学べる
- ・障害のある幼児などとクラスの他の幼児との関わりの手立てを学べる
- ・専門家としての見解が、保護者に現状を伝える際の根拠となる

なお、必要な状況で速やかに連携をとるためには、日頃からの情報収集及び関係機関との情報共有や顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。

(2) 地域の専門機関

地域にある専門機関の例を紹介します。各機関の取組内容は地域により異なることがあります。また、ここでの紹介例以外でも、各地域が実態に応じて取り組んだり、民間等において取り組んだりしていることもあります。地域の資源を活用し、家庭・園・福祉や医療が連携し、障害のある幼児などの育ちを支えていくことが大切です。

①保健・医療分野

○市町村保健センター

住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的としています。保健センターの保健師は、保護者からの子育てや発達

に関する相談に対応しています。子育ての支援の一環として、乳幼児健診後に要経過観察の親子を対象に、その子の発達特性や段階に合った関わり方を学べる教室の開催や、個別の発達相談等を設けている自治体もあります。

○医療機関

発達障害の診断は、専門の医師が行います。受診することになった場合、保護者の同意の下、園での障害のある幼児などの様子等を医療機関と情報共有することが考えられます。

②福祉分野

○発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、発達障害への支援を総合的に行う拠点です。都道府県・指定都市又は都道府県知事等が指定した社会福祉法人等が運営しています。主な事業内容は、①発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及び家族に対し、専門的にその相談に応じ、または助言を行うこと、②発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと、③医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと、④発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと等です。

○児童発達支援センター

心身に障害のある幼児や発達に心配がある（集団活動に参加するのが苦手、環境変化への適応が苦手、気持ちの切り替えが難しい等）幼児は、児童発達支援センターに通所して支援サービスを受けることがあります。児童発達支援センターには、福祉型児童発達支援センター（主に知的障害や発達障害等のあるこどもを対象）と、医療型児童発達支援センター（主に肢体不自由や重症心身障害等のあるこどもを対象）があります¹。児童発達支援センターの小集団のプログラムでは、こどもの好きなことや得意なことを伸ばしながら、生活の基本的動作を学んだり、知識技術を身に付けたり、集団生活への準備や集団生活を少しずつ経験したりすることを支援しています。また、保護者の懇談会や学習会を行い、障害のある幼児などの保護者に寄り添う支援

¹ 児童発達支援センターは令和6年4月に福祉型、医療型を一元化

を行っています。さらに、障害のある幼児などの状態によっては、臨床心理士、言語聴覚士（S T）、理学療法士（P T）、作業療法士（O T）等、専門スタッフの支援サービスを受けている場合もあります。

園に在籍しながら、児童発達支援センターにおいて定期的に支援サービスを受けている（併行通園している）幼児に対する指導や支援に当たっては、指導計画・支援内容等の相互共有や相互訪問などを通じて連携を図ることが考えられます。

○児童相談所

各都道府県、指定都市に設置が義務付けられており、また政令で個別に定める市においても児童相談所が設置できます。相談所の構成員は、ソーシャルワーカー（児童福祉司・相談員）、児童心理司、医師（精神科医、小児科医）、その他専門職員がおり、様々な相談に応じ、専門的な角度から調査、診断、判定を行い、それに基づいてこどもや保護者に対して、必要な指導や児童福祉施設入所等の措置を行います。

③教育分野

○特別支援学校

特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとして、教育相談などの様々な支援を行っています。この地域支援は、園等や障害のある幼児などのニーズによっては、特別支援学校に関わる臨床心理士、理学療法士（P T）等の専門家が連携して行う場合もあります。特別支援学校のセンター的機能の具体例としては、園等の先生への必要な助言又は援助、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障害のある幼児などへの指導・支援、福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整、園等の先生に対する研修協力、障害のある幼児などへの施設設備等の提供等があります。

○幼児ことばの教室等

自治体によっては単独事業として、小学校の通級指導教室等に幼児部門（幼児ことばの教室等）を設置している場合があります。ここでは、個別または小集団で、言語面や行動面に困難さがある幼児がコミュニケーションの手段や方法を獲得して人と関わる楽しさを知り、その子らしさを発揮しながら日常生活を送れるように支援するなどしています。

6. 保護者との連携

こどもは信頼する大人の影響を受ける存在であり、幼児期には、特に保護者の影響を強く受けます。したがって、保護者が安定した気持ちで幼児を育てていくことは、幼児の健やかな成長にとってとても重要です。そのため、先生は、保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、幼児のよりよい育ちにつながるよう子育ての支援を行うことが大切です。このことは、幼児の障害の有無によって変わるものではありません。しかし、我が子に障害の可能性を感じている保護者は、子育てに対する不安を強く感じたり、誰に相談したらよいか分からず孤独感を感じたりすることがあります。保護者を取り巻く家庭環境なども踏まえながら、保護者の気持ちに寄り添い、保護者との信頼関係を構築し、保護者が園は子育ての仲間という意識がもてるようにすることが大切です。

(1) 保護者の気持ちに寄り添う先生の姿勢

保護者との連携では信頼関係が大切です。そのためには、我が子に障害のあることを知った保護者の心の揺れ動きや家庭環境などを含めた保護者の状況を理解することが大切です。そして、保護者との信頼関係を基盤に、保護者の障害受容の状況やその時々のお気持ちに応じて、当該幼児のよさや課題などを相互に伝え合い、当該幼児の実態について共通理解していく必要があります。

①保護者との信頼関係の構築

障害のある幼児などの言動について、担任と保護者との認識が同じとは限りません。例えば、家庭では問題なく過ごしている障害のある幼児などでも、園ではその言動が気になることがあります。家庭とは異なり、園は広い保育室や園庭を有し、同世代の集団の中で幼児同士のいざこざなどの様々な出来事が起こります。園と家庭との環境の違いにより、当該幼児の言動の違いが生じます。例えば、園で他の幼児といざこざを起こすことが多いからといって、「ご家庭でも大変でしょう？」と保護者に問い掛けても、保護者が家庭生活で困っていなければ「家では特に問題ありません」との回答になります。むしろ、家では特に問題がないのに園で当該幼児が問題を起こす

のは、園の対応が悪いからだと言っている保護者は感じるかもしれません。また、保護者が、「家では特に問題がない」と言ったのは、家庭でも当該幼児の対応に苦慮しているが、親として我が子の実態に楽観的でありたいという気持ちからということもあるかもしれません。

我が子には特に支援の必要はないと言っている保護者と信頼関係を築くためには、まずは、当該幼児の家庭での様子を尋ね、その話しぶりや表情から保護者の当該幼児の受け止めや思いを推察し、その思いを受け止め、当該幼児の姿に関する様々な話ができる関係を築くことが大切です。

保護者が家庭での当該幼児の言動に問題を感じていなくとも、我が子との関わり方に不安を感じたり、子育てが上手くいかないと感じたりしている可能性があります。また、周囲から、当該幼児の言動や保護者の子育てについてネガティブな意見を言われている可能性があります。例えば、当該幼児の乱暴な言動等により、周囲の保護者から冷たい目で見られたり、祖父母等から子育てについてきつく言われたり、乳幼児健診の際に医師等から指導があったりしたかもしれません。このような状況下の保護者に対しては、当該幼児の当面の課題を一方的に指摘するのではなく、保護者の心情を共感的に聞き、受け止めることが大切です。保護者は、他者から取り越し苦労とも言えるような些細なことを話すかもしれません。しかし、保護者にとっては大きな心配事であったと受け止め、保護者の心の揺れや気持ちに寄り添うことが大切です。そうした先生の受容的な態度が、保護者との信頼関係を築く第一歩です。

②幼児の特性や障害の受容に関する保護者の心の揺れ動き

保護者の気持ちに寄り添うことが大切ですが、保護者の気持ちとはどのようなものでしょうか。そもそも、我が子に発達の違いや偏りがあることを認めることは、保護者にとってとてもつらく、簡単に「そうですね」とは言えません。日々の我が子の様子から何らかの課題を感じて不安になっている保護者は、同時にそれを打ち消したいという気持ちも強くあり、心情的に大きく揺れ動いています。

ここでは、先天性障害のあるこどもの保護者に面接調査したドローターら（1975）が示した、我が子の障害を受容し、適応していく経過のモデルを紹介します。このモデルは、「Ⅰ. ショック」「Ⅱ. 否認」「Ⅲ. 悲しみ・怒り・不安」「Ⅳ. 適応」

「V. 再起（適応・再体制化）」（図参照）の段階を経るとしてあります。具体的には次のとおりです。

保護者は、我が子に障害があることを知らされると耐え難いショックを経験し、絶望感に囚われ、理性的な行動が取れなくなります。ショックから抜け出して次に抱く気持ちが障害を認めたくないという思いです。例えば、「これは夢だ」、「これは事実ではな

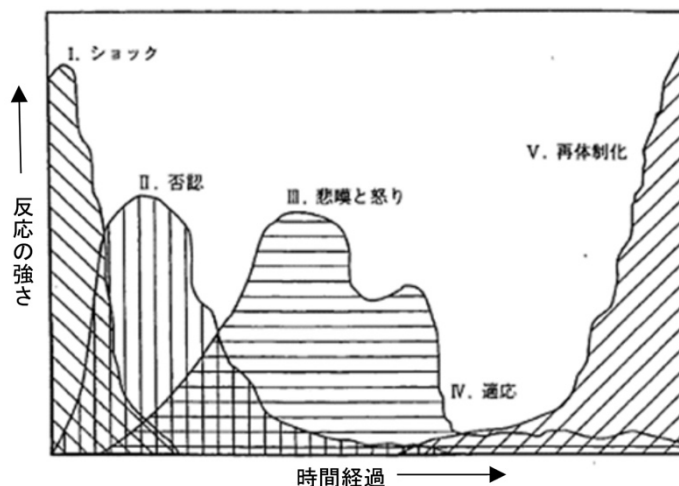


図 障害受容の過程（ドローターら：1975）

い」と思う状況です。あるいは、「障害が治る」と言ってくれる機関を探し回ったりする時期でもあります。そして、いくら「否認」をしても、障害がある、障害が治らないという現実を認識し始めると、悲しみや怒りがこみ上げてきます。「なぜ、私の子が…」、「よりによって私の子に…」という思いであったり、誰彼構わず当たり散らしたりするような感情的に混乱した苦しい状況に陥ります。これらを経て、現状に慣れ、我が子の養育に自信をもちはじめ、事実を受け入れるようになります。そして、障害のある我が子と共に生活していこうという「再起（適応・再体制化）」の状態になります。感情反応の強さは、こどもの年齢、障害の種類・程度、保護者の性格、家族関係などによって異なり、時間経過による感情の変化は人によっても様々です。

先生方は、このモデルを参考として、保護者の状態像の変化に見通しをもつことができます。例えば、保護者との関係はできていると思っていたのに、保護者が攻撃的な言葉を向けてきた場合、「今は『悲しみ・怒り』の受容過程にいるのだな」、「周囲に不満や怒りを言わないとやっていけない気持ちなのだな…」と理解して、攻撃的な言葉を受け流すこともできます。

このモデルでは、最終的に、我が子の障害を受容することになっていますが、実際には一度我が子の障害を受容しても、その状態が恒久的に続くものではありません。我が子の成長の節々では、現実を目の当たりにし、感情が揺れ動くことは多くありま

す。また、障害のある幼児などを養育する保護者全てが、モデルどおりの経緯をたどるとも限りません。保護者の心情の変化を先生が肌で敏感に感じ取り、保護者の心理的な支援をしていくことが重要です。

③ 保護者自身の状況の理解

保護者の気持ちに寄り添い、障害受容の状況に応じて幼児の実態を共有していくためには、保護者自身の状況を理解することが大切です。障害のある幼児などを育てることで生じる様々な心理的ストレス(例えば、母親の社会的活動の制限等)は、幼児の障害の程度やその特徴、家族環境やソーシャルサポートなどの社会資源の活用状況によっても違いがあると考えられています。例えば、配偶者や祖父母に子育ての協力が得られやすいのか、兄弟姉妹は健康なのか、生活に経済的ゆとりがあるかなどです。先生は、家族への直接的な介入や支援は行いませんが、家族や保護者の状況を知ることによって障害のある幼児などの置かれている状況や保護者の発言の背景などを推測することができます。地域の福祉機関等と連携して家族への支援を考えていくことが必要になる場合もあるかもしれません。保護者自身に医療的な対応が必要になる場合もあるかもしれません。保護者への対応では、先生が一人で抱え込むのではなく、園全体で対応し、必要に応じて外部の専門機関に相談しましょう。

④ 障害のある幼児などの実態を保護者と共有

保護者の状況を理解し信頼関係を築きつつ先生が行うことは、障害のある幼児などの実態を保護者と共に理解していこうとすることです。保護者は家庭での状況や過去の情報などを園に伝え、先生は園での当該幼児の様子などを伝え、相互の見方を学び合い、園と保護者が当該幼児の実態について共通理解をしていくことが重要です。当該幼児の課題だけではなく、得意なこと、好きなこと、よさなどを確認しながら、当該幼児との関わり方を具体的に話し合うことが大切です。当該幼児の小さな変化であっても保護者にとっては子育ての喜びにつながることを踏まえ、送迎時の会話、お便り、保育参観等の様々な機会を活用して保護者に伝えるようにしましょう。

(2) 保護者との連携における留意点

先生は、保護者の状況を理解し、保護者の気持ちに寄り添う姿勢が大切です。園では、先生全員がこの姿勢を大切にしながら、保護者が相談しやすい雰囲気をつくり、保護者と連携していく必要があります。体制づくりに当たっては、保護者自身が安心して活躍できる場や機会の提供などにも配慮するとよいでしょう。

①保護者との連携の体制

○ 保護者が相談しやすい雰囲気づくり

保護者が先生に気軽に相談しやすい雰囲気をつくっていくためには、保護者との信頼関係が大切です。日頃から、保護者に声を掛け、園での当該幼児の様子を話したり、世間話をしたりして先生に親しみがもてるようにしましょう。障害のある幼児などをもつ保護者は、園に対して構えていることが多く、なかなか自分から先生に話し掛けることができないものです。送迎時間などに積極的に声を掛けるとよいでしょう。担任ばかりではなく、園長や主任がこの役割を担うことも考えられます。保護者にとって、心の拠り所となるような人材が必要です。

また、相談できる場所があることも大切です。相談内容によっては、感情的になり、保護者が取り乱してしまうこともあるかもしれません。保護者が安心して、ゆっくりと本音を語れるようなスペースを確保することは、保護者の心の安定につながり、ゆったりとした気分で我が子と関わるために、とても重要なことです。

園からの依頼や要望、相談等も、心から信頼できる人が、温かい雰囲気の中で伝えるからこそ、保護者は受容できるのかもしれません。園が保護者にとって身近な存在になるよう、日頃から園の雰囲気づくりを心掛ける必要があります。

○ 園内の体制整備

保護者との連携は担任だけで行うものではありません。特別支援教育コーディネーターは、保護者との相談の窓口になったり、担任と保護者で意見が異なる場合には調整を行ったりすることがあります。保護者の状況や心情についても、先生同士で多面的・多角的に話し合うことにより、担任の先生だけでは気付かなかったことに気付くかもしれません。園では、担任と共に組織的、継続的に保護者を支援していく体制

づくりが重要であり、園だけでは保護者への対応が困難な場合には、外部の専門相談機関を保護者に紹介することも考えられます。

②保護者が安心して活躍できる場や機会の提供

園は、子育てに関する相談に応じることに加え、保護者が園の活動に参加し、先生の当該幼児への関わり方を見たり先生から説明を受けたりすることで、我が子との関わり方を学ぶことができるようにすることも大切です。保護者にとって、園の活動への参加の意義はそれだけではないでしょう。保護者は、子育ての中で自分自身の時間がなかったり、子育てに対する不安から自己肯定感が低下したりしているかもしれません。保護者自身の好きなことや得意なことを生かして園での活動に参加してもらうことにより、〇〇ちゃんの親というだけではなく、自分自身が誰かの役に立つ喜びを感じ、満足感を得ることができるかもしれません。例えば、保護者が、絵本の読み聞かせが得意であれば保育の支援ボランティアに参加してもらったり、植物に関する知識が豊富であれば園の環境整備に協力してもらったりすることが考えられます。障害のある幼児などの保護者は我が子のことで頭がいっぱいになるかもしれませんが、当該幼児の健やかな成長にとって、保護者自身が自己を認め、自分自身の生活を楽しんでいることは大切なことなのです。

また、園は保護者同士の交流の場でもあります。しかし、障害のある幼児などの保護者は、「自分の子が他の子に迷惑をかけているのではないか」「うちの子だけどうしてできないのか」などの悩みをもち、なかなか自分から保護者の輪の中に入っていけず、孤独を感じていることがあります。そのため、園では、保護者の状況等を理解しながら、保護者同士の関係性が構築できるよう積極的に働き掛ける必要があります。保護者同士の関係が深まる中で、障害のある幼児などの保護者の要望に応じて、当該幼児に関して他の保護者に情報提供を行い、理解を求めることが考えられます。そうした中で、保護者が、我が子も自分も受け入れられていると実感できることが、保護者の安心感につながります。

これらの保護者への支援や連携は、園全体の協力体制の下、先生同士が互いに連携しながら行わなければなりません。また、保護者の我が子の障害に関する理解や園への要望等は、先生同士で共有しておく必要があります。保護者によって、どのような

支援が必要なのか、どのように信頼関係を築いたらよいか等のプロセスは異なりますので、十分に考慮した上で、保護者への支援や保護者との連携に取り組んでいく必要があります。

7. 小学校への円滑な接続

小学校等への就学は、全ての幼児と保護者にとって期待と不安の入り混じる出来事です。特に障害のある幼児などとその保護者にとってはなおさらで、環境の変化を前に大きな心配や不安を抱えている場合が多くあります。そのため、障害のある幼児などや保護者の不安な気持ちに寄り添ったきめ細かな対応や支援が望まれます。

障害のある幼児などの就学先の決定は、保護者の要望等を踏まえながら教育委員会が行います。だからと言って、園が何もしなくてよいわけではありません。障害のある幼児などや保護者の思いを受け止めながら、就学に向けた準備に関する助言を行ったり、保護者の承諾を得た上で、就学先や教育委員会からの問い合わせや相談に応じたりします。

また、就学先の決定や卒園がゴールではないことを念頭に、障害のある幼児などが、その後の生活の変化に対応し、自己を発揮しながら安心して就学先での学校生活を送ることができるよう、支援の過程を丁寧に引き継ぐことが必要です。

(1) 小学校との連携の強化

障害の有無にかかわらず、小学校教育への円滑な接続は重要です。日頃から、小学校と連携し、気軽に相談し合える関係をつくりましょう。また、園と小学校の教育の一貫性や、教育内容や教育方法の理解を相互に深め、園では小学校での学習や生活を見通した上で教育を行い、小学校ではスタートカリキュラムの充実を図ります。

全てのこどもに対して、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の基盤が整っていることは、障害のある幼児などにとっても重要です。例えば、スタートカリキュラムとして、時間割が柔軟であったり、遊びを取り入れた活動が展開されたり、教室の掲示方法が園と同じだったりすれば、障害のある幼児などにとって園との環境の変化が小さく、安心して小学校に通うことができるでしょう。

(2) 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、幼児の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状

況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みとなっています。特に、その際、一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市区町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市区町村教育委員会が決定します。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全員が十分に理解することが重要です。

こうした就学決定等の仕組みに関して理解をした上で、小学校への引継ぎを行うことが大切です。

(3) 小学校への引継ぎ

園での障害のある幼児などの実態や支援内容等を小学校に引き継ぐことにより、当該幼児が一貫した支援を受けられることが大切です。そのためには、園の先生は、小学校等でどのような教育が行われているのかを知り、小学校等での生活や学習も想像して、小学校に伝える情報を考えるようにしましょう。

小学校等では、児童の状態や教育的ニーズに応じ、児童の可能性を最大限に伸ばす場所で学ぶことができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級があり、さらには特別支援学校もあります。このように、連続性のある「多様な学びの場」の整備が行われています。

小学校では、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することで、全員が「分かる」「できる」授業づくりに取り組んでいます。また、小学校の通常の学級に在籍していても、必要に応じて個別の支援（特別支援教育支援員の配置や通級による指導など）を受けることができます。なお、個別の支援については、学校ごとに状況が異なるため、就学予定の小学校ではどのような支援を受けられるのか、確認をしておくとい良いでしょう。

また、就学時に、小学校6年間の学びの場が全て決まってしまうのではなく、子ども一人一人の発達程度、適応の状況、学校の環境等を踏まえて、柔軟に学びの場の

見直しができることを、関係者は共通理解することが重要です。就学相談の初期の段階で、就学先決定までの手続きの流れや就学先決定後も柔軟な学びの場の見直しができることなどを、保護者に予め説明しておくことは、障害の状態等の変化へ十分な対応ができないことによってこどもが学校で困ることのないようにする観点からも重要です。

小学校で障害のある幼児などが活用できる制度等も念頭に、一貫した支援が可能となるように引継ぎを行うことが大切です。引継ぎに当たっては、園の基礎的環境整備と合理的配慮（15頁参照）の両方について、障害のある幼児などへの支援として伝えるようにしましょう。例えば、車椅子を使用している幼児は、バリアフリー化されているかといった基礎的環境整備の状況によって、園等で行う個別の支援は異なってきます。園がどのような施設設備を有し、障害のある幼児などにとってどのような配慮を行っていたのかを伝えましょう。

障害のある幼児などの実態や保護者の要望、園で現にある施設設備や先生の体制などを踏まえた園の支援方針や支援内容について、当該幼児の実態とともに伝えましょう。要録や園で作成している個別の教育支援計画、個別の指導計画等が役に立ちます。要録や計画は、園での様子を伝えるためだけに使用するのではなく、その計画の下、園では当該幼児にどのように関わり、ねらいがどこまで達成できたのかを伝え、今後の課題は何であり、どのような支援が必要かを、就学先の先生と一緒に考えるための材料としましょう。また、得意なことや苦手なこと、園での1日の流れに沿ってどのような支援をしているのか、どのようなときに不安を感じたり落ち着きをなくしたりパニックになったりするのか、そのようなときに園ではどのような支援をしていたのかなど、なるべく具体的に伝えるようにもしましょう。さらに、障害のある幼児などはスモールステップでねらいなどを作成することを踏まえ、当該幼児の発達にあわせてどのようにスモールステップを設定し、個別の指導計画の見直しを行ってきたのかも説明しましょう。その延長線上に、小学校での生活があります。小学校の先生が、障害のある幼児などの小学校での生活がイメージしやすいように、説明を工夫することが大切です。そのためには、園での障害のある幼児などの遊びや生活の様子を実際に観察し、園の先生が解説することが望ましいでしょう。そして、小学校から、校長や小学校1年生担任だけでなく、養護教諭や小学校の特別支援教育コーディネーターなども参加することで、障害のある幼児などを多角的・多面的に支援することが

できます。

一貫した支援を実現していくためには、障害のある幼児などやその保護者との関係はもちろん、園と就学先の学校との関係、園と専門機関や教育委員会との関係や体制など、様々なつながりを丁寧に築いたり、体制を見直したりしていくことが大切です。

就学先の決定にのみ焦点を当ててではなく、早期からの支援による計画的・継続的な教育支援へ、そして、家庭や地域、専門機関や教育委員会といった関係機関と連携した組織的な取組へとつなげていきます。